

デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会(第8回) 議事概要

日時：平成 29 年 3 月 8 日（水） 16：00～18：15

場所：中央合同庁舎 4 号館 共用 1202 会議室

【議事】

1. 各アーカイブ機関における今後の取り組みについて
2. 利活用に向けた取り組みについて
3. メタデータのオープン化等検討WGでの検討を踏まえたガイドラインの作成について
4. 本協議会の最終報告書について
5. その他

【概要】

1. 各アーカイブ機関における今後の取り組みについて
- 関係省庁及びアーカイブ機関よりデジタルアーカイブに関する今後の取組みについて紹介。
- (文化庁 柏田室長)
- ・引き続き、マンガ・アニメーション・ゲーム・メディアアート等のメディア芸術に関するデジタルアーカイブについて発信基盤・利活用基盤の双方の促進に努めていく。
 - ・まず発信基盤としてのコンテンツの収集・保存、メタデータの整理については、メディア芸術アーカイブ推進事業という補助事業において我が国のメディア芸術作品の保存や整備、修復といったアーカイブに関して既存の施設や教育機関等における独自の取組みに対して支援をしている。平成 27 年度より実施しており、来年度も引き続き実施する。
 - ・また、本実務者協議会でも紹介させて頂いたメディア芸術データベースについても引き続き運用を進める。現在、マンガ分野のメタデータについては試験用の API を公開している。2020 年の正式版公開に向けて、有識者の知見を借りながらシステムの改修・開発を進めているところ。正式版においては、LOD 技術を採用してデータベースを構築することを目指している。また、今年度の補正予算でメディア芸術データベースの機能拡張を図ることとしており、国立国会図書館協力の下、NDL サーチとのデータ連携につき API の開発を進めている。その他、コンテンツのサムネイル画像を作成して公開すること、現在日本語のみの表記になっているデータベースサイトについて多言語化対応を進めている。特にサムネイル画像については、権利表記、二次利用条件を表示した上で、適切なコンテンツの利活用を進める。
 - ・最後に利活用基盤の促進として、産学官連携によるメディア芸術連携促進事業を実施、メディア芸術データベースを活用したアーカイブ事例を蓄積するだけでなく、

コンテンツの保存につき関係機関同士の連携によるノウハウの共有・資料の共同管理を試験的に実施するなど、利活用コミュニティの形成、利活用事例の共有を実施している。これらの事業を引き続き実施することを通し、日本全国に存在しているメディア芸術の関係施設・機関の取組みを支援しながら、それらが連携できるような枠組みを提供し、我が国のメディア芸術作品のアーカイブ促進に努める。

(経済産業省 平井課長)

- ・平成 28 年度事業として、マンガ、アニメ、ゲームの各業界へヒアリングやアンケート調査を実施し、アーカイブ構築へ向けた産業界のニーズ調査を行った。報告書の形になれば共有したい。
- ・マンガについては、本、雑誌は各社で保管しているが、生原稿は作者へ返却しているケースが大半。そのような個人で保管しているものについて、アーカイブを進めるべきという意見があった。
- ・アニメについては、価値のある元のセル画は各社で保管している。倉庫等を圧迫している状況で、恒久的保存や電子保管のニーズがある。
- ・ゲームについては、製品（ハード、ソフト）は各社で保管しているが、所蔵されているデータの分類をしておらず、メタ情報に関してはほとんど整理をしていない。本会合でガイドライン等が策定された際には、ゲーム会社各社へ提供し、保管を呼びかけたい。

(日本放送協会 須賀田部長)

- ・保存、活用、公開がアーカイブスの主な目的。保存については、2013 年に放送から保存までフィルベースの仕組みに移行した。これまでに蓄積したテープのデジタル化作業を 2012 年から進めている。
- ・活用については、アーカイブスを活用した放送番組として（「NHK アーカイブス」、「あの人に会いたい」、「プレミアムカフェ」）の 3 番組を放送している。また、インターネット用に編集・権利処理した動画を、テーマごとに分類して公開している。この内、「東日本大震災アーカイブス」は NDL の「ひなぎく」と API 連携。
- ・その他、過去の映像を活用した「回想法」の HP や、NHK の番組を学術・研究に役立ててもらおう「学術利用トライアル」、教育現場で活用してもらおう「ティーチーズ・ライブラリー」等。
- ・公開については、番組公開ライブラリーとして、全国の放送局など 58 か所で、およそ 10,000 本の番組を無料で視聴いただける。

(放送番組センター 鈴木事務局長)

- ・放送番組センターでは、横浜のライブラリーで NHK や民放で放送されたテレビやラジオ番組、映画館で上映されたニュース映画など約 3 万本を無料で公開している。これまでは、横浜のライブラリーでしか見られなかったものを、平成 24 年頃よりインターネットを介して全国で見られるように取組を進めてきたが、平成 29 年より本格運用ということで NHK や民放などと協定を結んだ。これにより授業などで使

えるようになり、早稲田大学や東京大学などで実際に利用されるようになってきた。また、脚本家の市川進一さんの地元である諫早図書館でもコンテンツを見られるように整備を進めているところである。

- ・他方で、放送番組の取組が進まないのは、ネットで公開するとなると公衆送信権の権利処理が必要となるためである。特に、ドキュメンタリー番組には、交渉対象の権利者団体がいない肖像権の処理などが必要であるため、さらに時間が必要になる。
- ・そのため、放送番組センターとしては、権利処理が容易になるような制度がほしいと考えているところである。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・国立博物館からは二つ紹介したい。
- ・一つは国立文化財機構所属の東京・京都・奈良・九州4館の所蔵品のデータベースのインターネット公開が大詰めで開発中。今年度末にリリース予定。これは東博はじめ4館のおよそ13万件のメタデータを公開するとともに、サムネイルよりちょっと良い画像を2万枚合わせて公開する。利用条件については政府標準利用規約2.0に相当する利用条件を付して公開する。国立国会図書館サーチとシステム連携できるようAPI機能の実装について、国立国会図書館に話を持ち掛けている。
- ・もう一つは東京国立博物館のことについて。これまで研究成果等を公開していた「情報アーカイブ」というものをリニューアルして「研究情報アーカイブズ」として引き続き公開をしている。その際、利用条件の若干の見直しをした。非営利目的の場合は、サイト上にあるデータ・リスト・画像について利用可とした。研究・教育目的では積極的にご利用頂けるのではないかと考えている。

(国立近代美術館 水谷室長)

- ・国立近代美術館の所蔵作品、図書資料等、すでにある公開資源のデータベースを統合的に検索するためのゲートウェイを構築していく。来年度には公開したい。
- ・所蔵作品情報については、横断的な検索システムはすでに公開されているが、掲載作品を美術の世界における世界標準に近づけたい。すなわち、作品のメタデータに加えて、来歴、所蔵者の変遷、展覧会情報、論文掲載情報等、作品の歴史的な情報の充実を推進したい。
- ・国立近代美術館でも多言語化(日英中韓)の対応をしている。館内掲示もそうだが、音声ガイドを来館者のスマホで提供できるようにし、さらにその音声を自動翻訳するシステムを導入できないか検討している。
- ・以前、文化庁から、館内でのスマホ等での作品の画像利用や、インターネットでのサムネイル画像の提供であれば、権利制限で利用できるようにする方向で検討しているというお話があったが、これは是非推進していただきたい。
- ・用意したペーパーは、海外にいる日本美術に関わる人たちからのリクエストを聞く機会があったものである。最終日に、日本美術の資料に関わる情報発信力の向上のための提言というワークショップを公開で開き、その結果、海外の日本美術関係者

や日本文化研究者からのリクエストが整理されてきた。それに対して、どう実行できるかまとめたものがこのペーパーである。文化情報の発信や海外の日本美術関係者や日本文化研究者たちが潜在的・顕在的に日本に期待しているが欠落しているサービスが列記されている。

- ・これらについて、国立近代美術館、或いは、何らかの組織体を形成し、取り組んでいきたい。

(文化庁 大谷課長)

- ・文化遺産オンラインを高野先生のご指導いただきながら進めているところ。
- ・今後の文化遺産オンラインの方向性については、一つめとして、文化財分野におけるデジタル情報のアグリゲータとして情報量を増やしていかなくてはならない。これが最も重要なことと認識している。また、利便性の向上にも努めていく。
- ・情報量の増加については、参加して頂く館が増えないことには始まらないので、地方にある博物館等へ引き続き参加の働きかけを行うことが一番大切。また、地方の博物館等が、実際に文化遺産オンラインへ参加しやすくするために、データの入力が容易にできるようにするシステム改修を行っている。特に、管理者画面での操作性の向上に取り組んでいきたい。また、参加して頂く博物館等が文化遺産オンラインに所蔵品情報を登録するメリットを増やしていかなくてはならないと考えており、そのための改修も行う。例えば、文化遺産オンラインに登録した情報で所蔵品情報を整備することについても活用できるようにするとか、参加して頂く博物館等のホームページを容易に作成できるようにするといった利便性の向上を考えている。
- ・二つ目の、多くの方に利用していただけるようにする利便性の向上については、本年度中に動画の機能向上を行うこととしている。それから、一部の文化財については英語版のトライアルを今年公開することとしている。これは多言語化が非常に強く求められていることに対する我々の対応である。知財計画にも記載されているが、NDL サーチとの連携をはかるといことが大きなことだと考えており、メタデータの共有については国立国会図書館と作業を行っているところ。来年度に向けては、検索機能の強化に取り組むたいと考えている。

(国立国会図書館 川鍋副部長)

- ・ジャパンサーチ（仮称）の公開までの取組のうち、ハード面については、平成 28 年度に、文化遺産オンラインと国立国会図書館サーチとの一部連携を実現した。この結果も踏まえて、2017 年度以降に、ジャパンサーチの機能要件等の検討を進めたい。プロトタイプ作成、基本・詳細設計、開発を進めたい。連携先機関においても、ジャパンサーチと連携するために一部システム改修も必要となろう。
- ・ソフト面としては、メタデータフォーマットの標準化、各機関のオープンデータ推進、各分野コミュニティの代表アーカイブとの連携なども必要となる。
- ・国立国会図書館の役割は、国の分野横断統合ポータル構築と、書籍分野のつなぎ

役である。

- ・ジャパンサーチの運用にあたっては、国立国会図書館単独ではなく、様々な分野の代表機関によるコンソーシアムのような体制の構築が望まれる。
- ・観光資源のオープンデータ流通の促進の例として、イメージを提示したい。国・地方自治体や神社・仏閣等がデジタルコンテンツ作成、メタデータ整備、権利処理を行い、文化遺産オンライン国立国会図書館サーチを通じ、あるいは、各種ホームページでの紹介やSNSでの拡散を通じ、利用者によるアプリ作成やポータル提供によって観光資源が自由に紹介されることをイメージした。

○質疑の内容は、以下の通り。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- ・ここにいるメンバーは提供側なので利活用の話が出にくいということは理解している。その上で、前回のこの会議の後でも、世界遺産というものであれば一般の人にもわかりやすく観光資源にもなるため、何らかのトピック、例えば世界遺産なら「祭り」といったトピックでデジタルアーカイブにアクセスができないか、ということ考えたとき、今のこの枠組みだと組織であってトピックになっていない。トピックに基づいてデジタルアーカイブに横断的にアクセスする仕組みを考えておかなければならない。それぞれの組織がやろうとするのは難しいと思うが、トピックに基づくアグリゲーション、トピックに基づく検索という機能強化が必要であると感じている。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・国立博物館としてもトピックを作って何かまとめるということについては余力がない。仕事として、皆様が必要とする適切な情報を提供していくということが一番大事なのではないかと考えている。
- ・事務局にお願いしたいのだが、政府標準利用規約には英語版がない。多言語化の対応をする際に困っている。ひな形に英訳を付けた方が誤解も生じないのでご配慮いただきたい。

(国立近代美術館 水谷室長)

- ・この会合で、図書館におけるメタデータと、美術館におけるメタデータの思いの違いを話したことがあるが、資料1-3のジャパンサーチの公開までにやるべきことの中に、2017年に文化遺産オンラインの全件をサーチに渡すということについて、すでに文化遺産オンラインにデータを提供している博物館や美術館に対して、そのデータがジャパンサーチに渡るといふことのアナウンスはどうなるのか。既存のデータを何らかの形で提供館の承認を得て渡すようにするのか。文化遺産オンラインからジャパンサーチにいった後、そのメタデータがAPIでどこに行くのかわからない状況になるのか。全国美術館会議で危惧された。

(高野座長)

- ・文化遺産オンラインでは、仕切り直しをして、ガイドラインに沿った形にするが、それでも提供する意思があるかどうか提供館に確認する手紙を出す。何の許諾もなく、ジャパンサーチにデータが渡されるわけではない。現在は、文化庁が作成したデータ（国指定文化財等データベース）だけを試行的に出している。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- ・全国規模で色々な組織からメタデータを集める際、そのメタデータの先には、プライマリーな情報かオブジェクトがあるが、メタデータそのものとその内容が矛盾しないようにメンテナンスすることが大事。デジタルアーカイブ化されたものが、デジタルなものとして再生可能であるように保つことも大事だろうし、URI がどんどん変わっていくということも考えておかなければならない。そう意味での長期保存性、長期のメンテナンス性という話が出てこなかった。今後、こうした議論は重要なのではないかな。

(高野座長)

- ・ワーキンググループの方では、議論があった。ある情報のオーソリティにたどりつけるように技術的担保が必要であるとの議論を行った。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- ・アグリゲーションをしていくというここで作るシステムのメタデータも変わっていく。それを含めてどのようにメンテナンスしていくか考えなければならぬ。

2. 利活用に向けた取り組みについて

○観光庁より、資料2に基づき説明。

○質疑の内容は、以下の通り。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- ・日本の観光ポータルでよく使われるのはあるのか。

(観光庁 根来室長)

- ・日本政府観光局（JNTO）の日本紹介サイトがある。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- ・こことの連携は可能か。

(高野座長)

- ・是非、連携を実現してほしい。
- ・田良島氏のところなどでは具体的な実績などはないか。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・まだないのではないか。
- ・基本的に(観光庁資料)7頁目の「明日の日本を支える観光ビジョン」について、文化財の保存優先から活用へというのは関係者の間ではインパクトのある提言。古い文化財というのはいわば病気がちの老人のようなもので、あまり酷使しては倒れてしまう。やはりそういう国宝や重文といった有名なものに頼った形はモデルとして継続しにくい、個人的見解では難しいと思っている。
- ・同じ文化財といっても、ある意味注目されてこなかったものを見つけ出して世に出してあげるといのがやり方としてあるし、ここで議論しているデジタルアーカイブの積極的な利用というのはいり得る話である。
- ・なかなか本物はいつでも展示に出ているものではない。当館でも国宝・重文のうち、特に脆弱な紙や掛け軸は1年にひと月やひと月半しか出てこず、欧米の美術館のようにいつでも壁に貼っているというものではない。これを理解して頂けるのであれば良いが、そうはいかない。例えば再現したもので果たして満足得られるのかどうか、試してみるしかない。なお、日本人はどんな精巧なものを作ったとしても本物でないということがわかった段階で見捨てる。インバウンド観光客がそうでないというのであれば、この部分は見通しがあるということになる。外国人も同じ反応であればやっても意味がない。ここは実際にやっていないとわからない。

(秋田県図書館協会 山崎顧問)

- ・VRゲームだけでなく、普通のゲームで訪れる方も多い。経験上、子供が古い文献を使うのは大抵ゲーム目的。海外からのそういった目的のアクセスも考えられる。
- ・地方は自治体ごとに発信が纏まっていない。ポータルがあるにしても、そこには行っていないので改善の必要がある。
- ・最近SNSなど、個人発信のデータを見て来た外国人が多い。そこでオープンデータが活用されていくことを考えるべき。

(観光庁 根来室長)

- ・最近の外国人旅行者は、他の人が行かないものの、SNS映えするような自分だけの場所を探している人が多い。そのようなニーズには、JNTOや各地の観光協会などのホームページでは拾いきれていないため、特殊な観光資源の情報をオープンデータにして用いて紹介していきたいと考えているところである。

(高野座長)

- ・文化遺産オンラインでは、Twitterのつぶやきを見て毎月人気コンテンツを確認しているが、ライブで状況を知ることはサービス提供者としては励みになる。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- ・国内向けで、どこか行ってディープなものを知るというニーズもあると思うがその辺はどうなっているのか。例えばNHKさんのコンテンツでずっと作られている「新日本紀行」という番組があるが、昔はこうだったな、ということもあると思うがいかがか。

(観光庁 根来室長)

- ・NHKの「新日本風土記」では、各地の素敵どころが紹介されており、こういうものを活用させてほしい。
- ・地元の人しか知りえない情報がテレビで紹介され、そこに日本人が行くことで観光地として磨かれた上で、SNSで発信され、外国人に来てもらう流れではないか。その意味では、日本の方にも知っていただきたいと思う。
- ・実は、日本人の旅行者数は横ばいであり、消費額は外国人よりも少ない。そのため、インバウンドが重視されている部分もあるが、まずは、日本人に知ってもらうことが必要。

(高野座長)

- ・NHKの「みちしる」といった番組はいい番組なので、文化遺産オンラインも連携したいとお願いしているところである。

3. メタデータのオープン化等検討WGでの検討を踏まえたガイドラインの作成について

- 事務局より、資料3に基づき説明。
- 質疑の内容は、以下の通り。

(秋田県図書館協会 山崎顧問)

- ・P3表1のアーカイブ機関のシステム持続可能性について、アーカイブ機関にとっては重要であり、参照情報ではなく必須情報でよいのではないか。
- ・P6注5で、品質の指標はdpi値以外にもあり、誤解を招かないよう、あくまで例であることを記載した方がよい。
- ・P8中段の、「展示会図録等～」はわかりにくい。
- ・P9の①「自らの組織内のみ」の表現が気になる。身内のようなものと誤解されうる。アーカイブ機関内の利用者のことではないか。
- ・P10中段、「原則として権利の問題は発生せず」は、あくまで著作権上問題がないということだと思うが、権利の問題は、肖像権などもっとある。誤解を招かないような表現の方がよい。
- ・P9の2行目、「メタデータは特定の製品等に依存しないデータ形式とし、」は、ピ

ンと来ないのでもう少し具体的に（システム、機器やメディアのことだと思う）、記載した方がよい。

- ・ P 9 「運用面のコストをデジタルアーカイブ構築の当初から見込んで」について、現実には「当初から」見込むことは難しい。見込みは途中から派生するものである。
- ・ よくある質問について、文章をある程度正確に記載すべき。例えば、「サーバなどを運用するコストが」のサーバは、運用のためのインハウスのサーバ機器のことだと思う。「既存のシステム」も分かりにくいので、もう少し補足があると分かりやすい。

（東京国立博物館 田良島課長）

- ・ 10 頁～11 頁の利用条件について、クリエイティブコモンズがまず出てくるが、政府標準利用規約を前面に出すべきではないか。データベースを政府標準利用規約に基づいて公開するというのを、手間をかけて行った。ここでクリエイティブコモンズを出されると、そもそもクリエイティブコモンズは何かの説明を改めてしなければならない。一つハードルが上がる。政府標準利用規約ならば、政府のオープンデータ政策の取組みがあってそこで具体化されている、ということで政府が行っているからと理解してもらえる。なので、同じ条件であるならば、政府標準利用規約 2.0 を立てた方が受け入れやすいのではないか。
- ・ その場合の問題としては、政府標準利用規約 2.0 は CC BY であるところ、メタデータを CC0 で公開するという話と整合性がなくなるという点がある。これについては二次的な問題で本質的な問題ではないかもしれないが、例えば博物館の所蔵品データを CC0 にしてしまうと、二次利用が転々とされていった場合に名前を誰がつけたかがわからなくなってしまふ。作成者（の表記）がなくなった場合に信頼性が落ちるということになる。我々も今の所蔵品データベースを公開した場合に CC0 で持っていかれるとなると、データとしての信頼性がかなり落ちてしまふ。運用として CC0 にしておいて、どこが作ったかをつけておけばいいという考え方もあるだろうが、難しいと考えている。
- ・ したがって、政府標準利用規約をベースにした方が良く考える。

（高野座長）

- ・ メトロポリタン美術館は、CC0 でコンテンツを公開しているが、この情報を他の人が書き換えることは問題ない。できる限り自由に使ってもらうことで、影響力を発揮することを狙いとしている。

（東京大学 生貝客員准教授）

- ・ CC0 の方から。まず原則としてクリエイティブコモンズのような著作権ライセンスや、政府標準利用規約 2.0 では、簡易な図など、そもそも著作権保護の対象にならないようなものについて、本ライセンスの対象にならないと明記されており、基本的なメタデータについては、ライセンスの条件というよりはしっかりとそれを記述

してくださいといったような形で求めざるを得ない。

- とはいえ、どこから著作権の保護の対象になるかは、利用者側での判断は難しいことから、全体としてライセンスの条件に従う必要があるわけではないものに関して確認的な意味で指摘しているものと思う。
- このうえで、どちらの選択にするかはさじ加減であるが、実際にこういうクレジットを付けてほしいといったようなことは、法律の求めがあってもなくても、しっかりと担保しておく必要がある。
- 19頁の「ライセンス等における留意点」のところについて、データ提供の貢献への配慮や人格権への配慮といったことがあるが、利用者へそういうものの必要性の周知等、特に強調する必要がある。
- CC BYか政府標準利用規約2.0かという話は、2.0からはCC BYとの互換性が担保されており、当該規約が適用されたものに関してはCC BYの条件に従うことでも利用できると書いてある。したがって、併記するのか、或いは、外国人にとってはCC BYの形でつけておいた方がわかりやすいこともあると思うので、両方とも同様の条件であるということも含めて書きぶりを調整するとよい。

(高野座長)

- 上層部を説得する時などは、政府方針に沿っていた方がいいと思うので、併記した方がよいのだろう。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- 先ほど表が話題になっていたが、地域の図書館やミュージアムにマップして具体的にどういったことをすべきか説明がつけばいいと思う。Q&Aで書かれているが、そこにもう少しプレイヤーのことが記載されれば。
- 表ではなくて特定の例で良いと思う。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- 機関をレベル分け等したやるべきことの表は別途作成したので、追加したい。

(秋田県図書館協会 山崎顧問)

- Q&Aは分かりやすく良いが、少し不足しているような気もするので、これに留まらず今後も考えた方がよい。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- デジタルアーカイブ化について、公開出来ないコンテンツ、デジタル化されていないコンテンツの所在情報を提供するということが大事。それはやった方がよい。

4. 本協議会の最終報告書について

○事務局より、資料4に基づき説明。

○質疑の内容は、以下の通り。

(秋田県図書館協会 山崎顧問)

- ・ P 8 の Europeana についての記載は、「つなぎ役」ではなく「アグリゲータ」が良いのではないか。
- ・ P 30 のシステム持続可能性の「予定稼働時間の稼働割合」は何を書けば良いか不明である。

(筑波大学大学院 杉本教授)

- ・ デジタルアーカイブとして文化的なコンテンツで話をしてきたが、オリンピック・パラリンピックのデジタルアーカイブという話を聞いた。例えばスポーツ文化は文化的なコンテンツである一方で、スポーツは非常にデータを駆使したりする。
- ・ 前の資料でもリサーチデータの話が入っていたと思うが、そういう意味で将来に無向けた広がり文化財だけだと弱くなってしまう。最初か最後にそういった話が出てくれば。文化財を過去のものと言ったら怒られるかもしれないが、過去だけでなくこれから作られるコンテンツにも広がるんだという将来志向の話にもなる。
- ・ 2章の2のデジタルアーカイブネットワークという言葉について、昔使っていた。無関係に出てきたものだと思うが、人のネットワークがないところにコンテンツのネットワークができないということがその後明らかになった。人のネットワークをつなげていくことが重要であるということはどこかに書いてあるのかもしれないが、強調してはどうか。

(東京国立近代美術館 水谷室長)

- ・ このテーマについて、どういう組織体できて、どこが牽引していくのか明示した方がよい。
- ・ 例えば、資料3は「コンソーシアム」、資料4は「フォーラム」を設置とある。どう違うのか。それらには事務的なネットワークを含むのか。組織形成の明確なビジョンが必要である。

(知財事務局 下田補佐)

- ・ 名称は統一する。実体的な内容も含めて今後検討する。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- ・ 利活用者の視点から活用コミュニティにつながる組織を作ることも重要であるが、国立国会図書館としては、アーカイブ活用者はもちろん、分野や地域のコミュニティの代表者や関係省庁が集まり、分野横断する場合のメタデータの標準フォーマット等について、少なくとも数年レベルで継続して議論できる場もほしい。

(高野座長)

- ・将来こうしてほしいとの要望はしつつ、まずは、機関・分野内で自発的に動いていただくのがよからうと思う。

(東京国立博物館 田良島課長)

- ・各アーカイブ機関に求められる役割とつなぎに求められる役割について、両方の役割分担が明確になる書き方が出来れば良い。
- ・(報告書の) 20 頁の図でもつなぎ役でも「分野・地域ごとの『つなぎ役』」となっており、つなぎ役とは何かが見えにくくなっている。
- ・アーカイブ機関側は、つなぎ役までやらなくても、基本的に素材の提供をしていれば評価になるのだというところを明確にしてほしい。そうなるとコンテンツの提供側としては安心して取り組める。書き方を工夫して頂ければ。

5. その他

- 特段の議論なし。

以上